



# 河底を横過する下水道管等の埋設深の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規  
通知日：平成9年8月11日

河 第 214 号  
平成9年8月11日

各土木事務所長 様

河 川 課 長  
(公印省略)

## 河底を横過する下水道管等の埋設深の取扱いについて（通知）

このことについて、平成9年4月8日付河第25号で通知しているところですが、小径管の取扱い基準等について下記のとおり取り扱うこととしましたので、今後の許可事務はこれによってください。

### 記

#### 1 基準

河底を横過する上下水道等の工作物で、施工方法がシールド工法、推進工法等によるもの（以後、「河底横過トンネル」という）の埋設深は、現地での経年観測等により局部洗掘深が確定できる場合を除き、その管径に関わらず計画河床高または最深河床高のいずれか深いほうから1.5D（Dは河底横過トンネルの外径）に局部洗掘として2.0mを加えた深さ以上とする。

ただし、暖流河川等で局部洗掘がわずかであることが明らかで、かつ掘込河道の場合、および河川管理上支障がないと判断される場合は、埋設深さを2.0mまで緩和することができることとする。

#### 2 適用時期

本通知後申請がなされるものについて適用するものとする。ただし、本通知の施行日において事前協議が済み詳細設計を終えているなど、当基準を適用することにより著しく手戻りが生じるものについては個別に協議すること。

河 第 214 号  
平成 9 年 8 月 11 日

下水道課長  
様  
農林水産部長

河 川 課 長  
(公印省略)

河底を横過する下水道管等の埋設深の取扱いについて(通知)

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、今後の河川法許可申請はこれによるよう関係機関への周知をお願いします。

記

1 基準

河底を横過する上下水道等の工作物で、施行方法がシールド工法、推進工法等によるもの(以後、「河底横過トンネル」という)の埋設深は、現地での経年観測等により局部洗掘深が確定できる場合を除き、その管径に関わらず計画河床高または最深河床高のいずれか深いほうから1.5D(Dは河底横過トンネルの外径)に局部洗掘として2.0mを加えた深さ以上とする。

ただし、暖流河川等で局部洗掘がわずかであることが明らかで、かつ掘込河道の場合、および河川管理上支障がないと判断される場合は、埋設深さを2.0mまで緩和することができることとする。

2 適用時期

本通知後申請がなされるものについて適用するものとする。ただし、本通知の施行日において事前協議が済み詳細設計を終えているなど、当基準を適用することにより著しく手戻りが生じるものについては個別に協議すること。